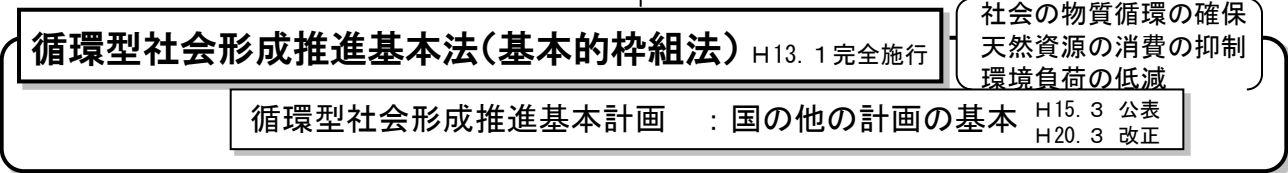


# 循環型社会を形成するための法体系



< 廃棄物の適正処理 >

< 再生利用の推進 >

**廃棄物処理法** H22. 5 一部改正

- ① 廃棄物の発生抑制
- ② 廃棄物の適正処理 (リサイクルを含む)
- ③ 廃棄物処理施設の設置規制
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定 等

**資源有効利用促進法** H13. 4 全面改正施行

- ① 再生資源のリサイクル
- ② リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進

リデュース  
 リユース  
 リサイクル  
 (1R) (3R)

〔 個別物品の特性に応じた規制 〕

**容器包装リサイクル法**



H12.4 完全施行  
H18.6 一部改正

〔 びん、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装等 〕

**家電リサイクル法**



H13.4 完全施行

〔 エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機 〕

**食品リサイクル法**



H13.5 完全施行  
H19.6 一部改正

〔 食品残さ 〕

**建設リサイクル法**



H14.5 完全施行

〔 木材、コンクリート、アスファルト 〕

**自動車リサイクル法**



H17.1 本格施行

〔 自動車 〕

**小型家電リサイクル法**



H25.4 施行

〔 小型電子機器等 〕

**グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進)** H13. 4 完全施行